

日本国政府が核兵器禁止条約に直ちに署名、
批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止、
廃絶責務を果たすことを求める意見書

広島と長崎にアメリカが原爆を投下してから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されている。同年9月20日には同条約への署名、批准、参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。世界では現在86カ国が署名、66カ国が批准し、本年7月、ウィーンで第1回締約国会議が開かれた。

核兵器禁止条約では、核兵器は「破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器」であり、「国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものである」と断罪して、「悪の烙印」が押され、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記している。この条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熟望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。いまほどこの核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められているときはない。

ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つである。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行った。これは、核兵器の使用、威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。世界が核戦争への危機に直面している今こそ、広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は「核兵器を使ってはならない、全面禁止を」の世論を高める先頭

に立つときである。そのあかしとして、日本国政府が核兵器禁止条約に参加、署名、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

兵庫県南あわじ市議会議長 谷 口 博 文

意見書提出先

衆議院議長	細田博之様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	尾辻秀久様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
総務大臣	寺田稔様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館
外務大臣	林芳正様 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1